

香川県報



号外

平成18年

2月1日(水曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示
保安林の皆伐面積の限度の公表
（みどり保全課） 一

告示

香川県告示第七十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間における保安林皆伐面積の限度を次のとおり定めたので公表する。

平成十八年二月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成18年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）保安林伐採限度計画

区分 単位区域	保安林の皆伐面積の限度（ha）					合計
	水源かん養保安林	土砂流出保安林	干害防備保安林	魚つ安老林		
小豆	29.68	14.94		5.92		50.54
大川	162.52	130.36				292.88
中讃	215.04	44.06	0.40	1.26		260.76
仲多度	352.02	56.59				408.61
三豊	27.68	97.48				125.16
県計	786.94	343.43	0.40	7.18		1,137.95



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています